

五胡十六國及び北朝の不孝罪

水 間 大 輔

はじめに

第一節 五胡十六國の不孝罪

第二節 北朝の不孝罪

結 語

はじめに

周知の通り、『唐律疏議』名例律には、

十惡、一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不睦、九曰不義、十曰內亂。

とあり、唐律では特に惡質な十種類の犯罪を「十惡」と呼ぶ。『隋書』卷二五刑法志に、

1 (86) 又置十惡之條、多採後齊之制、而頗有損益。一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、五曰不道、六曰大

不敬、七曰不孝、八曰不睦、九曰不義、十曰内亂。

とあり、隋が開皇元年（五八一年）に制定した律でも十悪が設けられ、各犯罪の名稱も唐律と全く同じであった。つまり、唐律の十悪は隋律のそれを受け継いだことがわかる。

さらに、右の記述に見える通り、隋律の十悪は「後齊」すなわち北齊の制度を受け継いだものである。同じく『隋書』刑法志に、

又列重罪十條、一曰反逆、二曰大逆、三曰叛、四曰降、五曰惡逆、六曰不道、七曰不敬、八曰不孝、九曰不義、十曰内亂。

とあり、北齊では河清三年（五六四年）に新たな律を公布し、その中には「重罪十條」が列擧されている。隋唐律と比較すると、名稱・序列にやや違いがある。

隋は北周の權臣楊堅が建國したにもかかわらず、少なくとも十悪に限っていえば、北齊律を受け継いだことになる。しかし、その一方で北周律にも十悪と似たような制度が設けられていた。『隋書』刑法志に、

不立十惡之目、而重惡逆・不道・大不敬・不孝・不義・内亂之罪。

とあり、保定三年（五六三年）に公布された北周律では、十悪という概念こそなかったものの、惡逆・不道・大不敬・不孝・不義・内亂の罪は重く處罰されていたという。さらに、内田吟風氏も指摘する通り、『唐律疏議』名例律「十惡」條疏に、

周齊雖具十條之名、而無十惡之目。

とあり、北齊のみならず、北周でも特別の重罪として十條が擧げられていたとされている。『隋書』刑法志では北周律について他にも、

盜賊及謀反・大逆・降・叛・惡逆罪當流者、皆甄一房配爲雜戶。

とあるので、北齊律と同様、謀反・大逆・降・叛と前掲の惡逆・不道・大不敬・不孝・不義・内亂を合わせて、一の特別の重罪として定められていたことがわかる。⁽¹⁾

それでは、十惡の起源はいつまで遡るのであるのか。筆者は近年この問題について検討し、犯罪としての「大不敬」及び「不敬」は遅くとも漢代から、「不孝」は戰國秦漢魏晉南朝から法律上設けられていたことを明らかにした。⁽²⁾そして、これまでに漢魏晉南北朝における大不敬と不敬、戰國秦漢魏晉南朝における不孝について検討した。検討の結果、最も大きな問題として浮上したのは、大不敬・不敬及び不孝はある時期まで唐律と異なり、罪名であったという点である。

唐律の十惡のうち「謀反」・「謀大逆」・「謀叛」はそれら自體が罪名で、各條文において處罰の對象とされていた。例えば、『唐律疏議』賊盜律に、

諸謀反及大逆者、皆斬。

とあり、謀反が處罰の對象とされ、「斬」という法定刑が設けられている。一方、十惡のうち「惡逆」以下は、それら自體は罪名ではなく、數種の犯罪の總稱であった。本稿ではこれを「罪目」と呼ぶこととする。例えば、不孝については『唐律疏議』の注に、

謂告言・詛誑祖父母父母、及祖父母父母在、別籍・異財、若供養有闕、居父母喪、身自嫁娶、若作樂、釋服從吉、聞祖父母父母喪、匿不舉哀、詐稱祖父母父母死。

とあり、不孝にあたる行爲が列擧されている。そして、これらの行爲それぞれに條文が定められ、各條文に法定刑が設けられている。例えば、不孝に含まれる行爲のうち、「告言祖父母父母」については「鬪訟律」に、

諸告祖父母・父母者、絞。

という條文が設けられているのであって、不孝そのものは處罰の對象とされていなかった。それゆえ例えば、

諸不孝者、絞。

のような條文は設けられていなかった。

しかも、各罪目に含まれる諸行爲に對する法定刑は、必ずしも同一ではなかった。例えば、「告言祖父母父母」の法定刑は「絞」であるが、同じく不孝に含まれる行爲のうち、「供養有闕」については「鬪訟律」に、

諸子孫違犯教令、及供養有闕者、徒二年。

とあり、「徒二年」であつた。不孝にあたる諸犯罪は全て一律に同じ刑罰に處されるわけではなく、絞から徒二年へ至るまで、各條文においてそれぞれ異なる刑罰が定められていた。

以上は唐律の状況であるが、十惡は隋律から受け継いだものであるから、隋律でも同様であつたであろう。さらに、十惡という語こそ付されていなかったものの、十の重罪を列擧している北齊律・北周律でも同じであつたはずである。

ところが、不敬・大不敬については、南朝では梁、北朝では東魏まで罪名として現れ、遅くとも河清三年の北齊律、保定三年の北周律までには罪目へ改められた。また、不孝については、南朝では宋まで罪名として現れ、遅くとも陳までには罪目へ改められたごとくである。ただし、五胡十六國と北朝の不孝罪については未検討であつたので、本稿で検討する次第である。

第一節 五胡十六國の不孝罪

別稿で検討した通り、西晉までの不孝罪にはおおむね次のような特徴があった。⁽³⁾

- ① 「不孝」は罪目ではなく罪名であった。
- ② 不孝罪の法定刑は「棄市」（斬首）であった。
- ③ 不孝罪は原則として父母が子の不孝を「告」（告訴）することを成立要件としていた。
- ④ ただし、父母が子の不孝を告しさえすれば不孝罪が成立したわけではなく、さらに子の行爲が不孝の客観的基準に該当することを要した。
- ⑤ その客観的基準とは、南朝宋律の注に見える「違犯教令、敬恭有虧」そのものか、これに近いものであった可能性が高い。
- ⑥ 不孝罪は原則として父母の生前になされた行爲のみが対象となるが、例外として父母の死後になされた行爲が不孝罪に問われる場合もあった。
- ⑦ 父母が死亡している場合に限り、第三者が告めるいは「劾」を行うことが認められていた。⁽⁴⁾

周知のように、西晉末期にいわゆる永嘉の亂が起こり、「五胡」と呼ばれる非漢族が華北各地で獨立し、西晉を滅ぼした。以後、北魏が太延五年（四三九年）に華北を統一するまでを五胡十六國時代と呼ぶ。五胡十六國では一般にそれまでの中國法、とりわけ西晉の法律が用いられたといわれているが、⁽⁵⁾不孝罪についてはどのような

扱われていたのであろうか。五胡十六國の不孝罪については以下の史料が見える。

〔一〕 其子翼圭縛父請降。(中略)〔苻堅〕以翼圭執父不孝、遷之於蜀。(『晉書』卷一一三苻堅載記上)

〔二〕 超議復肉刑・九等之選、乃下書於境內曰(中略)至如不忠不孝若封高之輩、梟斬不足以痛之、宜致烹轆之法、亦可附之律條、納以大辟之科。(中略)羣下議多不同、乃止。(『晉書』卷一二八慕容超載記)

〔三〕 有司奏、人有盜其母之錢而逃者、請投之四裔。太后聞而怒曰、三千之罪莫大於不孝、當弃之市朝、奈何投之方外乎。方外豈有無父母之鄉乎。於是轆而殺之。(『太平御覽』卷六四五刑法部一一轆引北魏・崔鴻『前秦錄』)

〔一〕は三七六年、鮮卑拓跋部の代王什翼犍が前秦の苻堅の軍勢に敗れ、什翼犍の子翼圭が什翼犍を縛り上げて前秦へ投降したが、苻堅は翼圭が父を捕縛したことを不孝にあたるとし、蜀へ移住させたというものである。西晋までの法律では、不孝は棄市に處されるが②、〔一〕では徙遷刑に處されている。死刑を減刑して徙遷刑に處するという措置も、中國ではそれまで行われてきたことである。よって、〔一〕の徙遷刑も氏(前秦は氏が建國した國家)固有の法によるものではなく、従來の中國法による措置と考えられる。ただし、中國法の場合、不孝罪の成立には原則として父母の告を必要とする③。本件の場合、什翼犍が告を行ったかどうかはわからず、苻堅が翼圭の行爲を不孝と判断し、蜀へ徙遷刑に處したと記されているので、あるいは本來の原則とは異なり、父母の告なしに不孝罪に問うたのかもしれない。

なお、『魏書』によると、什翼犍は前秦に大敗し、その年に雲中で死去したとされており、前秦に捕えられた事實は記されていない。それに對して、〔一〕の『晉書』の他、『宋書』・『南齊書』では、什翼犍は前秦に捕えられて

長安へ送られたと記されている。いずれが史實かをめぐっては、現在に至るまで争いがあり、⁽⁷⁾ 決着を見ていない。假に前者が正しいとすれば、「一」は史實ではなかったことになる。⁽⁸⁾

次に、「二」では南燕の第二代皇帝慕容超が詔の中で、不忠で不孝の封嵩のような輩は、梟首や斬刑では痛めつけるに足らず、「烹」(煮る)や「轘」(引き裂く)を加えるべきで、このような規定を律の條文に追加すべきである、と述べている。封嵩とは慕容法らの謀反に際し、「車裂」に處された人物である。⁽⁹⁾ 車裂とは『説文解字』車部に、

轘、車裂人也。

『釋名』釋喪制に、

車裂曰轘。轘、散也、肢體分散也。

とあり、轘と同義で、身體を引き裂くことである。要するに、慕容超は既に封嵩に對して行つた處罰を、正式に律の條文として制定しようとしたことになる。もつとも、この謀反事件において、封嵩が具體的にいかなる行爲を行つたのかは史料に記されておらず、「不忠不孝」も罪名を示すものではなく、封嵩は謀反の罪に問われたものと思われる。しかし、あるいは慕容超はこれを機に謀反という「不忠」のみならず、不孝にも同じように苛酷な刑罰を設けようとしたのかもしれない。もつとも、慕容超の意見は結局採用されず、實現しなかった。

「三」は次のような内容である。すなわち、前秦のとき、ある者がその母の錢を盗んで逃亡し、これについて官吏は犯人を邊境の外へ追放しよう求めた。太后はこれを聞いて怒り、不孝の罪人は市場や朝廷で斬つて棄てるものであって、なぜ境外へ追放してよいものか、境外には父母を大切にしないとどこがあるともいふのか、として犯人の身體を引き裂いて殺している。

「三千之罪莫大於不孝」は『孝經』五刑章に、

子曰、五刑之屬三千、而罪莫大於不孝。

にあるのを典據とする。「弃之市朝」は例えば『國語』魯語上に、

臧文仲言於僖公曰（中略）大刑用甲兵、其次用斧鉞、中刑用刀鋸、其次用鑕、薄刑用鞭撻、以威民也。故大者陳之原野、小者致之市朝。

などのあるのを典據とする。「市朝」すなわち市場と朝廷は、春秋時代及びそれ以前の時代においては刑罰を執行する場でもあり、『尚書』舜典の孔安國傳に、

行刑當就三處、大罪於原野、大夫於朝、士於市。

『國語』魯語上の韋昭注に、

其死刑、大夫以上屍諸朝、士以下屍諸市。

『漢書』卷二三刑法志の應劭注に、

大夫以上尸諸朝、士以下尸諸市。

などであるように、大夫以上の身分の者は朝廷、士以下の者は市場で刑罰を執行するとともに、死刑の場合には處刑後の屍體を朝廷あるいは市場で晒すものとされていた。

本件によると、少なくとも前秦では、母の錢を盗むことは不孝罪にあたりとされていたことである。南北朝までに限っていえば、父母の錢を盗むことが不孝罪とされた例はこれ以外にない。睡虎地秦簡「法律答問」には、¹⁰⁾

公室告【何】毆（也）。非公室告可（何）毆（也）。賊殺傷・盜它人爲公室。子盜父母、父母擅殺・刑・髡子及
 奴妾、不爲公室告。（第一〇三簡）

とあり、子が父母から盗んだ場合、「非公室告」とすると説明されている。非公室告とは國家に告すべきでない行爲を指す。戰國時代の秦ではある時期まで、家内部の犯罪は非公室告とされ、國家は家内部の問題に介入しなかった。しかし、國家権力の強大化に伴い、遅くとも戰國時代末期までには非公室告が廢止され、家内部の侵害行爲も犯罪として處罰の對象とされるようになった。⁽¹¹⁾それまでは、父母は子に對して自由に制裁を加えることができたが、以後は國家が刑罰として制裁を行使することとなった。不孝罪もその一環として新たに設けられたと考えられる。⁽¹²⁾

不孝は父母に對する侵害行爲といえるが、少なくとも秦漢律令においては、その全てが不孝として罪に問われたわけではない。例えば、父母を殺傷したり、殴るなど、父母の身體を侵害あるいは侵害しようとする行爲は、法律上不孝にはあたらなかった。また、父母を罵ることも不孝には含まれなかった。⁽¹³⁾

父母の財物を盜むことについては、前掲の法律答問と「三」を除けば、南北朝までは法規も事例も見えないが、おそらく秦・漢も含め、前秦の前後の時代においても、不孝として扱われたのではなからうか。南朝宋律の注と見られるものに、「違犯教令、敬恭有虧」がある。これは不孝にあたる行爲の定義を説明したものであるが、漢代にもおおむねあてはまることは、別稿で検討した通りである。⁽¹⁴⁾父母の財物を盜むことは「敬恭有虧」にあてはまり、それゆえ不孝罪に問われたと考えられる。

「三」では、官吏は犯人を徙遷刑に處するよう求めている。これはおそらく漢代以來の制度によるもので、本来ならば不孝罪により棄市に處するべきところであるが、徙遷刑へ減刑すべきと考えたのであろう。つまり、官吏が依據したのは秦始律などの中國法と考えられる。それに對して、「太后」(具體的に誰を指すのかは不明)はいわば經學を根據としているが、朝廷はともかく、不孝罪の罪人を市場で處刑するというのは、本來の律の規定と變わらな

い。この点においては、むしろ太后の考えも律の規定に沿うものといえる。ただし「轆」は、それまでの中國法では一般に見られないものであった。おそらく、法に基づかない特別措置であったのであろう。「三」がいつの時代の出来事なのかは明らかでないが、前秦が滅亡したのは三九四年、「二」の慕容超が皇帝に即位したのは四〇五年のことである。慕容超はあるいは「三」も念頭にあり、不孝罪に對する法定刑を正式に轆にしようとしたのかもしれない。

以上、五胡十六國の事例はわずか三つのみであるが、少なくともこれらにおける不孝罪の處罰も、秦始律までの中國法が基本に存在したとおおむね見ることができよう。

第二節 北朝の不孝罪

北朝の不孝罪については、「はじめに」で挙げた北齊律・北周律に關する史料を除けば、以下の史料が見える。

〔四〕 癸酉、詔曰（中略）今遣尚書穆伏眞等三十人、巡行州郡、觀察風俗。（中略）其不孝父母、不順尊長、爲吏姦暴、及爲盜賊、各具以名上。其容隱者、以所匿之罪罪之。（『魏書』卷五高宗紀太安元年條）

〔五〕 孝友明於政理、嘗奏表曰（中略）其妻無子而不娶妾、斯則自絕、無以血食祖父、請科不孝之罪、離遣其妻。（『魏書』卷一八太武五王列傳）

〔六〕 清河房愛親妻崔氏者、同郡崔元孫之女。性嚴明高尚、歷覽書傳、多所聞知。子景伯・景先、崔氏親授經義、學行修明、並爲當世名士。景伯爲清河太守、每有疑獄、常先請焉。貝丘民列子不孝、吏欲案之。景伯爲之悲

傷、入白其母。母曰、吾聞聞不如見、山民未見禮教、何足責哉。但呼其母來、吾與之同居。其子置汝左右、令其見汝事吾、或應自改。景伯遂召其母、崔氏處之於榻、與之共食。景伯之溫清、其子侍立堂下。未及旬日、悔過求還。崔氏曰、此雖顏慚、未知心愧、且可置之。凡經二十餘日、其子叩頭流血、其母涕泣乞還、然後聽之。終以孝聞。〔魏書〕卷九二列女列傳)

〔七〕十一年春、詔曰、三千之罪、莫大於不孝。而律不遜父母、罪止髡刑、於理未衷、可更詳改。〔魏書〕卷一一一 刑罰志)

〔八〕孝文戒贊化畿甸、可宣孝道、必令風教洽和、文禮大備。自今有不孝不悌者、比其門櫨、以刻其柱。〔北史〕卷一五魏諸宗室列傳)

〔九〕〔崔悽〕又欲陷收不孝之罪、乃以盧元明代收爲中書郎、由是收銜之。〔北史〕卷五六崔暹列傳)

〔一〇〕時人多絕戶爲沙門。〔李〕瑒上言、三千之罪、莫大於不孝。不孝之大、無過於絕祀。安得輕縱背禮之情、而肆其向法之意。缺當世之禮、而求將來之益。棄堂堂之政、而從鬼教乎。〔北史〕卷三三李孝伯列傳)

〔四〕は北魏・文成帝の太安元年(四五五年)に文成帝が下した詔で、尚書の穆伏眞ら三〇人を各地の州郡へ派遣し、州郡の政治が適切に行われているかを視察させ、善政を行っている者については賞與を授け、悪政を行っている者については罷免・處罰すると述べられている。そして、詔の末尾には父母に對して不孝の行いをなした者、「尊長」(自分よりも目上あるいは年齢が上の親族)に従わない者、邪で亂暴な吏、「盜」(竊盜・強盜など)・「賊」(殺人・傷害など)を行った者、以上の名を報告し、もし彼らを隱匿した場合、彼らが犯した罪をもって處罰すると定められている。

ここでいう不孝以下が道義上の問題ではなく、犯罪を意味することは明らかである。不孝などの行爲を行った者を隠匿した場合、官吏や責任者はその罪と同じ刑罰に處される。第三者でさえ處罰されるのであるから、行爲者本人は當然處罰されることであろう。

また、〔四〕の「其不孝父母、不順尊長、爲吏姦暴、及爲盜賊」は一見すると、「爲吏姦暴」のみあるいは「爲吏姦暴、及爲盜賊」が吏を對象とし、「其不孝父母、不順尊長」が吏民を對象としているように讀める。しかし、實際にはこれら全てが吏のみを對象としていふと考えられる。〔四〕では穆伏眞らを各地の州郡へ派遣し、州郡の行爲が各地の官吏によって適切に行われているか否かを視察させることが述べられている。つまり、視察の對象となっているのは官吏であつた。また、不孝以下の行爲をなした者の名を上へ報告するよう命じられているが、民であれば名まで逐一報告する必要はなく、通常の刑事手續をとれば済むことであろう。名を調べ上げて報告するのは、將來の人事評價などに使われるためと考えられる。

不孝以下の行爲のうち、不孝については次のような問題が生じる。先述の通り、それまでの不孝罪は、原則として父母が告を行うことを成立要件の一つとし（第一節③）、例外として父母が既に死亡している場合に限り、第三者が告あるいは劾を行うことも認められていた（第一節⑥・⑦）。父母あるいは第三者が告劾を行い、視察の前に不孝の判決が確定した場合、ここでいう報告の中に入れられたことであろう。また、父母が既に死亡しており、視察の結果、父母の生前あるいは死後に不孝の行爲をしていたことが發覺した場合も、おそらく報告されるのである。しかし、父母が存命中で、第三者から見て客觀的に不孝の行爲があるにもかかわらず、父母が告を行っていない場合、報告の對象となるのであろうか。もしその通りとすれば、父母に告の意思がなくても、子が不孝罪に問われる場合がありうることになる。つまり、不孝罪は父母の意思に關係なく、もっぱら國家が有罪か否かを決めるこ

とになる。あるいは父母が存命の場合、子を告することに同意した場合に限り、不孝罪が成立するのかもしれない。なお、「四」からは不孝が罪名か罪目か、法定刑が何かを窺い知ることはできない。

〔五〕は東魏の孝靜帝のとき、淮陽王孝友が上書し、妻に子がないのに妾を娶らないのは、みずから家系を斷絶させ、先祖を祀ることをできなくしていることになるので、不孝罪を適用し、その妻を離縁させるべきであると説いた、というものである。〔五〕の中略部分には孝友の意見として、

將相多尚公主、王侯亦娶后族、故無妾媵、習以爲常。婦人多幸、生逢今世、舉朝略是無妾、天下殆皆一妻。
 (中略) 請以王公第一品娶八、通妻以備九女。稱事二品備七。三品・四品備五。五品・六品則一妻二妾。限以一
 一周、悉令充數、若不充數及待妾非禮、使妻妒加捶撻、免所居官。

と記され、「五」の「中略」以下に續いている。孝友によると、當時は王侯・高官以下、「天下」で一夫一婦が一般的になっていたが、それでは子孫を遺せない可能性があるので、今から一年以内に品階に應じて妾の數を揃えさせ、もし妾の數を充足させなかつたり、妾への待遇に非禮があつたり、妻が嫉妬によつて妾を鞭で打つたりした場合、現在務めている官職から罷免すべきである、と述べている。〔五〕の「中略」以降はこれに續くわけで、全ての民が適用對象となつたのかは定かでない。そもそも一定以上の資産を有する者でなければ、妾を持つことはできなかつたであろう。

子孫を絶やすことが不孝にあたることは、古來よりいわれてきたことである。例えば、『孟子』離婁上篇に、
 孟子曰、不孝有三、無後爲大。

とある通りである。『孟子』では子孫を絶やすことを最も不孝なこととしているが、管見の限りでは、その割にはこれまでこのような事態を處罰する規定は設けられておらず、また不孝罪として處罰された事例も見えない。その

せいもあつてか、『魏書』では孝友の意見について、

詔付有司、議奏不同。

とあり、孝靜帝は高官の議論に付したが、さまざまな意見が上奏され、まとまらなかつたごとくである。

孝友は子のない者が妾を娶らないことに對して不孝罪を適用すべきと主張している。これはここでいう不孝が罪名か罪目かによつて、意味するところが變わってくる。罪名の場合、一定數の妾を娶らない行爲を不孝罪の一部として、不孝罪の法定刑をもつて處罰することになる。一方、罪目の場合、このような行爲を處罰する條文を設けるとともに、これを不孝に分類することになる。法定刑は不孝に含まれる他の犯罪と必ずしも同じではない。「請科不孝之罪」を文字通りに讀むと、どちらかといえば前者の解釋が正しいように思えるが、果してそのようにいえるか否かについては後述する。

孝友の想定によると、子のない者が妾を娶らなければ不孝罪に問われるのであるから、父母の意思とは關係なく、不孝罪に問われることになる。あるいは、「四」の場合と同様、父母が同意した場合に限り、不孝罪として處罰することなのかものかもしれない。もつとも、この意見に對しては高官の間でも意見がわかれ、施行されなかつたごとくである。

〔二〕は西曆五〇〇年前後⁽¹⁵⁾、貝丘縣のある民が子の不孝を並べ立て、吏が本件を立件しようとした。清河太守の房景伯はこれを痛ましいことと感じ、母の崔氏に相談した。房景伯は崔氏の助言に従い、母を崔氏と同居させ、子のみずからの側近として仕えさせた。二〇日餘り経つたところ、子は過ちを悔いて家へ歸りたいと求め、叩頭して血を流し、母も泣いて家へ歸ることを請い、房景伯はこれを認めた。子は後に孝行者として名が聞こえるようになった、というものである。

やはり本件でも父母が子の不孝を告することから始まっている(第一節③)。ただし、ここでいう不孝が罪名か罪目か、法定刑は何かは明らかでない。

不孝の告を行った父母を地方官が諭したり、子に反省を促すことによって、不孝罪の適用を回避することは、漢代にも見られたことである。すなわち、『後漢書』卷七六循吏列傳に、

〔仇〕覽初到亭、人有陳元者、獨與母居、而母詣覽告元不孝。覽驚曰、吾近日過舍、廬落整頓、耕耘以時。此非惡人、當是教化未及至耳。母守寡養孤、若身投老、奈何肆忿於一朝、欲致子以不義乎。母聞感悔、涕泣而去。覽乃親到元家、與其母子飲、因爲陳人倫孝行、譬以禍福之言。元卒成孝子。

とあり、後漢中期、陳元の母が子の陳元の不孝を蒲亭長の仇覽に告した。仇覽は陳元が悪人のはずはないと思い、陳元の母を説得したところ、母は感動して悔い、泣いて立ち去った。仇覽はみずから陳元の家へ行き、彼ら母子に對して人倫・孝行を説いた。陳元は後に孝子となった、と記されている。また、『後漢書』循吏列傳の李賢注が引く『謝承書』では、

〔仇〕覽爲縣陽遂亭長、好行教化。人羊元凶惡不孝、其母詣覽言元。覽呼元、誚責元以子道、與一卷孝經、使誦讀之。元深改悔、到母牀下、謝罪曰、元少孤、爲母所驕。諺曰、孤犢觸乳、驕子罵母。乞今自改。母子更相向泣。於是元遂修孝道、後成佳士也。

とあり、羊元という者が凶惡・不孝であったので、その母は陽遂亭長仇覽のもとへ出頭し、羊元のことを話した。仇覽は羊元を呼び寄せ、これを責めて子としての道を説き、『孝經』を與えて讀ませた。羊元は悔い改め、母に謝罪し、孝道を修め、立派な士となった、と記されている。

不孝罪適用の回避は、法律よりも教化で統治するべきとする、儒家思想の理想を實現したものであろう。そし

て、「(四)」にも見える通り、地方官にとつてみずからの管轄区域より不孝事件を出さないことは、地方官としての実績として評價される。現に、仇覽も陳元の事件によって、考城縣令の王渙が主簿に採り立て、さらに太學で學ぶよう推薦している。⁽¹⁶⁾

〔七〕は北魏の太和十一年(四八七年)、孝文帝が下した詔である。「三千之罪莫大於不孝」は〔三〕にも引用されている言葉である。「髡」とは本來頭髮を剃り落す刑罰であるが、泰始律では事實上有期勞役刑の總稱として用いられていた。『唐六典』卷六尚書刑部注には泰始律の刑罰制度について、

髡刑有四、一曰髡鉗五歲刑・笞二百、二曰四歲刑、三曰三歲刑、四曰二歲刑。

とあり、「髡刑」には「五歲刑」・「四歲刑」・「三歲刑」・「二歲刑」の四等級が設けられていた。『太平御覽』卷六四二刑法部八徒作年數が引く『晉律』にも、

髡鉗五歲刑・笞二百、四歲刑、三歲刑、二歲刑。

とある。そして、『魏書』卷一一一刑罰志に、

世祖即位、以刑禁重、神麤中、詔司徒崔浩定律令。除五歲・四歲刑、增一年刑。

とあり、北魏・太武帝の神麤四年(四三一年)⁽¹⁷⁾、律令を改定し、五歲刑と四歲刑を廢止し、一年刑を増やしたと記されている。つまり、北魏の髡刑は三歲刑・二歲刑・一歲刑の三等級へ改められたことになる。もともと、北魏では後に五歲刑あるいは四歲刑が法定刑とされている條文や、それらが適用されている事例も見えるが、少なくとも〔七〕の詔が出された時點では、三歲刑が最高の髡刑であったことは間違いない。というのも、『魏書』刑罰志では太和十一年春の〔七〕の下文に、

秋八月詔曰、律文刑限三年、便入極默。坐無太半之校、罪有死生之殊。可詳案律條、諸有此類、更一刊定。冬

十月、復詔公卿令參議之。

とあり、律では死刑を除けば三歳刑が最高刑となつている制度の現状を、孝文帝が問題視している。

ここで改めて〔七〕を見ると、あらゆる犯罪のうち不孝より大きいものはないにもかかわらず、律では父母に對して不遜な態度をとれば、刑罰は髡刑に留まつており、道理に合わないもので、改定せよと命じている。ここでいう不孝は罪名とも罪目とも解釋できさうである。假に罪名とすると、當時「不遜父母」は不孝罪に含まれておらず、別に條文が設けられていたことになる。不孝罪が北魏でも死刑であつたことを示す史料は見えないが、ここでいう不孝が罪名とすれば、それまでの律を繼承して死刑であつた可能性はある。また、そもそも八月の詔によると、三歳刑の上は死刑があるのみである。孝文帝はこれに不満を持つたわけであるから、不孝罪はそれよりも重い死刑しかありえない。つまり、孝文帝の意向は「不遜父母」も不孝罪として死刑に處するということであつたことにならる。もつとも、公卿が議論した結果、どのように決まつたのかは明らかでない。

一方、ここでいう不孝が罪目とすると、不孝には特に統一の法定刑が設けられているわけではなく、個々の條文で設けられていることになる。それゆえ、「不遜父母」も不孝には含まれるが、法定刑が髡刑なのは輕過ぎるので、これを重くして死刑に處するべきである、というのが孝文帝の意向とならう。

それでは、いずれの解釋が正しいであろうか。思うに、「不遜父母」という行爲は、明らかに「違犯教令、敬恭有虧」にあてはまる。にもかかわらず、これが不孝として處罰されていなかったとは考えがたい。それゆえ、ここでいう不孝は罪目であり、後者の解釋が正しいと解さざるをえない。〔七〕は太和十一年の詔であり、その中に「不遜父母、罪止髡刑」というある律の條文の主旨が引用されているのであるから、少なくとも不孝についていえば、北魏では太和十一年以前に罪目化していたことになる。

〔八〕は太和十七年(四九三年)⁽¹⁸⁾、孝文帝が元贇を司州刺史に任命したとき、元贇に對して戒めとして述べた言葉である。その中に、今後不孝・不悌の者がいる場合、門の掛札に鄰接した柱に、その旨を刻めと記されている。一種の制裁措置であろう。ここでいう不孝は必ずしも法律上の不孝に限らないであろうが、法律上の不孝を犯した場合には當然この措置がとられたと考えられる。ただし、この措置が司州に限られたのか、またその後恆久的な制度となったのかは不明である。

〔九〕では東魏の孝靜帝期、常侍の崔悛が中書郎の魏收を不孝の罪に陥れようとし、魏收に代わって盧元明を中書郎の地位に就けたと記されている。しかし、中書郎を魏收から盧元明に交代させることが、不孝罪に陥れることといかなる關係になるのかは不明であり、魏收がその後不孝罪に問われたことは記されていない。

〔一〇〕では北魏の孝明帝期、民の中には家を捨てて佛僧になる者が多かつた。これについて李瑒は、不孝より重い罪はなく、祖先の祭祀を絶やすことより大きな不孝はないとして、佛教を非難した、というものである。もつとも、この意見は受け容れられず、むしろ李瑒は佛法を非難したとして、罰金一兩に處されている。もし李瑒の意見が受け容れられれば、あるいは出家して僧侶となることを不孝罪に問う規定が設けられたかもしれない。

以上、北朝の事例を七つ見てきたが、〔七〕により北魏では、不孝が遅くとも太和十一年には罪目化していたことが知られる。他の事例では罪名か罪目か判然としないものばかりであるが、少なくとも太和十一年以降の事例、すなわち〔四〕以外は全て罪目として理解しなければならぬ。〔五〕の不孝は罪名とも罪目とも解しうると述べたが、これも罪目と解さざるをえないであろう。〔四〕以外の他の史料に見える不孝も、罪目と解して特に矛盾はない。

結語

前節の検討から、太和十一年には不孝が罪目化していたことがわかる。それでは、具體的にいつ罪目化したのであろうか。北朝では法典の編纂・改定が何度も行われてきたが、¹⁹不孝を罪目化することは、既存の法典を比較的大幅に改変しなければならなかったと考えられる。しかし、そのような改革がいつ行われたのかは見當がつかない。

また、北魏は太延五年（四三九年）に華北を統一する前、つまり五胡十六國時代の天興元年（三九八年）と神䴥四年（四三一年）にもそれぞれ律令の改定を行っている。第一節では五胡十六國の不孝罪について検討したが、北魏やその前身である代國に關する史料は見えない。それゆえ、あるいは五胡十六國時代の北魏において、罪目化が行われたという可能性も否定できない。または、もともと罪目化は五胡十六國の北魏以外の國で行われ、北魏がその國を滅ぼしたときに、その制度を受け継いだとも考えられる。

別稿で検討した通り「大不敬」と「不敬」は、北朝では北魏・東魏に至っても罪名として現れ、遅くとも北齊の河清三年（五六四年）及び北周の保定三年（五六三年）²⁰までには罪目化された。つまり、大不敬・不敬の罪目化は北朝が東西に分裂している時期に起こったことになる。²⁰ところが、本稿の検討により、不孝の場合、早くも北魏の太和十一年までに罪目化していたことが明らかとなった。それゆえ、不孝・大不敬・不敬などの罪目化は、一遍に行われたわけではなく、個別に進行したことになる。それでは、他の罪目はどうであろうか。この問題については今後の課題としたい。

注

- (1) 内田吟風『北アジア史研究 鮮卑柔然突厥篇』（同朋舎、一九七五年）二六一・二六二頁（一九四九年原載）参照。
- (2) 拙稿「秦漢律における不孝罪の成立要件と父母の「告」」（『中央學院大學法學論叢』第三三卷第一號、二〇一九年）、「漢律令「大不敬」考」（『中央學院大學法學論叢』第三三卷第二號、二〇二〇年）、「漢律令「不敬」考」（『中央學院大學法學論叢』第三四卷第一號、二〇二〇年）、「嶽麓書院藏秦簡「秦律令（貳）」第二〇八簡と不孝罪」（『中央學院大學法學論叢』第三四卷第一號、二〇二〇年）、「秦漢律令において「不孝」とされる行爲」（『史滴』第四二號、二〇二〇年）、「魏晉南朝の不孝罪」（『中央學院大學法學論叢』第三四卷第二號、二〇二二年）、「魏晉南北朝的不敬罪」（王沛編『出土文獻與法律史研究』第一〇輯、法律出版社、二〇二一年刊行豫定）参照。
- (3) 拙稿「秦漢律における不孝罪の成立要件と父母の「告」」、「嶽麓書院藏秦簡「秦律令（貳）」第二〇八簡と不孝罪」、「秦漢律令において「不孝」とされる行爲」、「魏晉南朝の不孝罪」参照。
- (4) 「劾」とは官吏がある程度の捜査を行い、治獄を職務の一つとする機關へその結果を通告することである。宮宅潔「「劾」をめぐる——中國古代訴訟制度の展開——」（同氏『中國古代刑制史の研究』京都大學學術出版會、二〇一一年。二〇〇一年原載）参照。
- (5) 鄧奕琦『北朝法制研究』（中華書局、二〇〇五年）一六〇—一九頁参照。
- (6) 大庭脩「漢の徙遷刑」（同氏『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年。一九五七年原載）、辻正博『唐宋時代刑罰制度の研究』（京都大學學術出版會、二〇一〇年）一四〇—二五頁（二〇〇六年原載）、陶安あんど「中間刑の變遷と減死徙邊の形成」（同氏『秦漢刑罰體系の研究』創文社、二〇〇九年）、富谷至『漢唐法制史の研究』（創文社、二〇一六年）二九二—三〇七頁など参照。

(7) 争点を比較的詳しくまとめているものに、李玉順「北魏道武帝早年踪迹考」(『延邊大學學報』社會科學版二〇一一年第六期)、孫險峰「北魏道武帝早年經歷論考補釋」(中國魏晉南北朝史學會・山西大學歷史文化學院編『中國魏晉南北朝史學會第十屆年會暨國際學術研討會論文集』北嶽文藝出版社、二〇一二年)、倪潤安「從叱羅招男墓志看北魏道武帝早年入蜀事迹」(『四川文物』二〇一四年第二期)などがある。

(8) 「翼圭」が誰を指すかについては、一般に什翼健の孫拓跋珪(太祖道武帝)を指すと解されている。ただし、このように解すると、次の二つの點が問題となる。第一に、『魏書』によると、拓跋珪は什翼健の子ではなく孫であり、(一)に「其子翼圭」とあるのと矛盾する。第二に、拓跋珪は建國三十四年(三七一年)に生まれ、『魏書』卷一序紀、卷二太祖紀)、什翼健が前秦に大敗したのは建國三十九年(三七六年)のことであるから、『魏書』序紀)、翼圭が拓跋珪を指すとすると、拓跋珪はわずか六歳のときに父を捕縛して前秦へ投降したことになる。指すまい。

第一の問題について周一良氏は、什翼健はその子獻明帝寔が死去した後、寔の妻子を自分の妻子としたが、前秦と南朝はそのような内情を熟知していなかったため、拓跋珪を什翼健の子としてしまったと推測している。『魏晉南北朝史札記』(中華書局、一九八五年)三四六・三四七頁(一九八〇年原載)参照。また、第二の問題について李憑氏は、拓跋珪が什翼健を捕縛して投降したのは名義上のことであって、実際には拓跋珪の母賀氏が行ったことと推測している。『北魏平城時代』(上海古籍出版社、二〇一四年第三版、初版二〇〇〇年)一三八―一四四頁参照。周氏、李氏の説はいずれも推測によるもので、本當にその通りであったのかは明らかでない。

(9) 『晉書』卷二二八慕容超載記に「法常懼禍至、因此遂與慕容鍾・段宏等謀反。超知而徵之、鍾稱疾不起、於是收其黨侍中慕容統・右衛慕容根・散騎常侍段封誅之、車裂僕射封高於東門之外」とある。

(10) 睡虎地秦簡の簡番號・釋文は武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編『秦簡牘合集』釋文

注釋修訂本(壹)』(武漢大學出版社、二〇一六年)によった。

(11) 拙稿「睡虎地秦簡「非公室告」新考」(王捷編『出土文獻與法律史研究』第六輯、法律出版社、二〇一七年) 參照。

(12) 拙稿「秦漢律における不孝罪の成立要件と父母の「告」」 參照。

(13) 拙稿「秦漢律令において「不孝」とされる行爲」 參照。

(14) 注(13) 參照。

(15) 本件が発生した年代は判然としない。『魏書』卷四三房法壽列傳に「孝昌三年卒于家、時年五十」とあり、房景伯は孝昌三年(五二七年)に五〇歳で死去している。房景伯は尚書の盧淵が李沖に推薦し、李沖は房景伯を奉朝請・司空祭酒・給事中・尚書儀曹郎に任命し、その後齊州輔國長史を経て、清河太守を務めるに至っている。『魏書』卷四七盧玄列傳によると、北魏の孝文帝がみずから南朝齊を攻めた後、盧淵は侍中を兼ね、「幾ばくもなくして」儀曹尚書に轉任したが、後に孝文帝の考課により、王師守常侍・尚書へ降格された。その後、豫州刺史に任命されたが、これを辭退した。南朝齊の雍州刺史曹虎が北魏へ投降を願い出たため、盧淵は使持節・安南將軍に任命されている。『魏書』卷七下高祖紀下によると、孝文帝がみずから南朝齊を攻めたのは太和十七年(四九三年)六月、考課を行ったのは十八年(四九四年)九月、曹虎が投降を願い出たのは十八年十一月のことであるから、盧淵が尚書の地位にあったのは、太和十八年のみか、あるいは十七・十八年ということになる。房景伯が拔擢されたのは、盧淵が尚書の地位にあったときで、その後清河太守となっているので、太和十七・十八年以降、つまり五〇〇年前後に清河太守の任にあったことになる。ちなみに、房景伯が清河太守になったのは、前任者の清河太守杜昶が北魏より離反したからであるが、杜昶は他の文獻に見えず、離反した年代も明らかでない。

(16) 『後漢書』循吏列傳に「時考城令河内王渙、政尚嚴猛、聞覽以德化人、署爲主簿。謂覽曰、主簿聞陳元之過、不罪而

化之、得無少鷹鷂之志邪。覽曰、以爲鷹鷂、不若鸞鳳。渙謝遣曰、枳棘非鸞鳳所棲、百里豈大賢之路。今日太學曳長裾、飛名譽、皆主簿後耳。以一月奉爲資、勉卒景行」とある。

(17) 『魏書』刑罰志には「神麤中」とあるのみであるが、卷四上世祖紀神麤四年條に「冬十月戊寅、詔司徒崔浩改定律令」とあることから、神麤四年であることがわかる。

(18) 「八」の前に「初置司州、以贊爲刺史、賜爵上谷侯」とあり、このとき初めて司州が置かれ、元贊はその初代刺史に任命された。『魏書』卷一〇六中地形志二中に「洛州」、その本注に「太宗置、太和十七年改爲司州、天平初復」とあり、司州が設けられたのは太和十七年のことである。よって、「八」は太和十七年の出来事であることが知られる。

(19) 北朝における法典の編纂・改定については、滋賀秀三『中國法制史研究 法典と刑罰』（創文社、二〇〇三年）六五～六八頁参照。

(20) 拙稿「魏晉南北朝的不敬罪」参照。

〔附記〕本稿は科学研究費補助金（基盤研究C）「中國漢魏晉南北朝期の刑罰法規における不道・不敬・不孝などの罪目に對する研究」（課題番號18K01223）による研究成果の一部である。